

登米市「施工プロセス」のチェックリスト【解説版】

1. 工事名	
2. 工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
3. 施工業者	
4. 請負金額	

- ①「施工プロセス」チェックリストは、宮城県土木部共通仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に施工されているかを監督職員等が確認する。
- ②チェック欄では、書類もしくは現場等で確認した月日、及びその内容がOKであれば□にレマークを記入し、OKでなければ、備考欄に指示事項や是正状況等を記入する。
- ③用語の定義については、契約後：当初契約後、変更後：工期内に行う契約変更後とする。

項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	留意事項及び補足事項等	備考 (出典根拠等)
1	I 施工 体制 一般	契約工程表	契約締結の10日以内に、 契約工程表が提出された。 (契約後・変更後)	契約後、契約変更の都度、提出すること。	契約書第3条
		工事カルテ	事前に監督員の確認を受け、 契約締結後の10日以内に登録機関に 申請した。 (契約後・変更後・完成時)	契約後、契約変更の都度、提出すること。 最終変更と完成検査が10日以内の ずれであれば、完成時に変更と完成の 登録をしても良い。(500万円以上)	県土木工事 共通仕様書 1-1-6
		建設業退職金共済制度等	掛金収納書の写しを契約締結後 原則1ヶ月以内に提出した。 (契約後・増額変更後)	契約後に購入する証紙は、少なめに 購入し足りなくなれば、再購入すべ い。最終的に作業員全員に、工事 に従事した日数分行き渡ればよい。 比率にこだわる必要はない。設計 変更等で、最終的に少量不足した 場合は、過去の工事のあまりを当 てもよい。	県土木工事 共通仕様書 1-1-41 現場説明指 導事項
			「建設業退職金共済制度適用事業主 工事現場」の標識が現場に掲示して いる。 (施工時1回程度)	現場内で見やすい場所に掲示すること。 例えば、現場事務所、休憩所など。	建設業退職 金共済制度 の普及徹底 に関する措 置について (H11.3.31)
			労災保険関係の項目が現場の見や すい場所に掲示している。 (施工時1回程度)	同上	労働者災害 補償保険法 施行規則 第49条
	建設業退職金共済証紙の配布を受け 払い簿等により適切に管理して いる。 (施工時適宜)	必要な人に渡されており、受け払い 簿等により管理されているか確認す る。抜き取りにより貼付状況を確認。 証紙に消印があること。	建設業退職 金共済制度 の普及徹底 に関する措 置について (H11.3.31)		

	施工体制台帳、施工体系図	施工体制台帳を現場に備え付け、かつ同一のものを提出した。 (施工時の当初、変更時)	下請け契約の総額が3,000万円以上の場合施工体制台帳を作成し現場に備えると共に、監督職員に提出する。	建設業法 24条の7 県土木工事 共通仕様書 1-1-10
		施工体制台帳に下請負契約書(写)及び再下請負通知書を添付している。 (施工時の当初、変更時)	「建設業法19条1、2項に基づく書面の写し」であれば、名前が「契約書」でも「注文書・請書」でも良い。	建設業法 24条の7 県土木工事 共通仕様書 1-1-10 『注文書及び請書による契約の締結について』 (建設省建設経済局)
		施工体制台帳に、下請負金額を記入している。 (施工時の当初、変更時)	下請け契約に係る書類を添付することとなっており、これにより確認する。 ※施工体制台帳の様式又は添付資料に全ての下請の請負金額が記載されている。	建設業法 24条の7 県土木工事 共通仕様書 1-1-10
		施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。 (施工時の当初、変更時)	記載事項の確認を行うとともに、見やすい場所に掲げているか確認する。	建設業法 24条の7 県土木工事 共通仕様書 1-1-10
		施工体系図に記載のない業者が作業していない。 (施工時1回/月程度)	記載内容を確認し、現場作業員の配置とあっているか確認する。	建設業法 24条の7 県土木工事 共通仕様書 1-1-10
		施工体系図に記載されている主任技術者及び施工計画書に記載されている技術者が本人である。 (施工時の当初、変更時)	KYミーティング、安全訓練の出席者名簿等で確認する方法がある。 技術者台帳、名札等で確認する。(特記、指示等で実施を義務付ける必要がある。)	建設業法 24条の7 県土木工事 共通仕様書 1-1-10
		元請負人がその下請負工事の施工に実質的に関与している。 (施工時の当初、変更時)	実質的関与とは、主任及び監理技術者が現場に専任し、発注者との協議、住民への説明、官公庁等への届出等、近隣工事との調整、施工計画、工程管理、出来形・品質管理、完成検査、安全管理、下請業者の施工調整・指導監督等のすべての面において、主体的な役割を果たしていることをいう。	建設業法 24条の7 県土木工事 共通仕様書 1-1-10
	建設業許可標識	建設業許可を受けたことを示す標識を公衆の見やすい場所に設置し、主任技術者又は監理技術者を正しく記載している。 (施工時1回程度)	必要事項が記載されているか、又許可年月日についても確認する。 下請業者の掲示も確認。	建設業法 40条

II 配置 技術者 ／ 現場 代理人 ・ 監理 ・ 主任 技術者	現場代理人	現場代理人は、現場に常駐している。 (施工時1回程度)	事前に監督職員に報告(打合せ簿等)していれば可。 工事に関係していることで現場を離れることは可。	契約書 10条
		現場代理人は、監督職員との連絡調整及び対応を書面で行っている。 (施工時適宜)	通常協議提出事項等の書類を書面により取り交わしているかどうかで判断する。	契約書 1条の5
	専門技術者の配置	専門技術者を選任し、配置している。 (施工計画時、施工時適宜)	専門技術者というのは、建設業許可書に明示していない業務を行うときに、配置する。	建設業法 26条の2 契約書10条
	作業主任者の選任	作業主任者を選任し、配置している。 (施工計画時、施工時適宜)	作業主任者は、2,500万円以上の請負金がある下請業者か、工期が元請業者と同じ場合に専任として配置する。 それ以外は、非専任としてよい。	労働安全衛生法 14条
	監理技術者 (主任技術者) の専任制	資格者証の内容を確認した。 (着手前)	間違いなく元請けの会社の社員である証明をすること。3ヶ月前から元請業者と雇用関係にあること。	建設業法 26条 契約書10条
		配置予定技術者、通知による監理技術者 施工体制台帳に記載された監理技術者と監理技術者証に記載された技術者及び本人が同一であった。 (着手前)		建設業法 26条の2 契約書10条
		原則として現場に常駐すること。 (施工時1回/月程度)	現場が動いていれば、原則として現場代理人と同様の考え。また、不在の場合は、監督職員に連絡されているか確認。	建設業法 26条の2 契約書10条
		施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に関わっていた。 (施工時、打合せ時)	主任(監理)技術者が施工状況を把握しているかをヒアリングにより確認する。また、監督職員との打合せ等で把握する。	建設業法 26条の2 契約書10条
		施工に先立ち、創意工夫又は提案をもって工事を進めている。 (施工時適宜)	施工計画書で創意工夫、技術提案が記載されていれば考慮する。 又はその他現場等で創意工夫を持って施工しているか。	
	現場技術者	現場技術員との対応が適切である。(建設コンサルタント等に現場技術業務委託等の場合) (施工時適宜)	監督職員と同等に対応しているか、現場技術員にヒアリングする。	
下請負者の把握	下請負者が登米市の工事指名競争参加資格者である場合には、指名停止期間中ではない。 (施工時適宜)	指名停止期間にある下請業者は、使わない。	県土木工事 共通仕様書 1-1-9	

2	I 施 工 状 況	I 施 工 管 理	設計図書の照査等	契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行っている。(着手前、施工時適宜)	設計図書の照査を事前に行い、ミスのない施工を心がける。照査を怠ったおかげで、工事目的物に瑕疵が生じた場合、責任の所在が施工業者に行くことが多い。特記仕様書の内容をしっかりと理解し、必要な書類等を把握する。 ※発注者は書面主義である。	県土木工事 共通仕様書 1-1-3
				現場との相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を書面により提出して確認を受けた。 (着手前、施工時適宜)	現場と設計の条件との比較を行い、常に疑義が生じた時点で、書面等で協議をすること。事前調査を行い、協議事項を可能な限り抽出しておくこと。施工中協議に時間を取られ工期を圧迫することが少なく済む。	県土木工事 共通仕様書 1-1-3
		施工計画書	施工(変更を含む)に先立ち、提出した。 (着手前、変更時)	提出日等を確認。 提出してから施工に入るため、できるだけ早期に提出する。現場や設計図書とマッチした計画書にすること。また、規模の大きい変更指示や協議が成立した場合などに作成する追加施工計画書の提出を求めた場合の対応も含んでいる。	県土木工事 共通仕様書 1-1-4	
			記載内容と現場施工方法と一致している。 (施工時適宜)	施工計画書の記載どおりの施工がなされているか確認。	県土木工事 共通仕様書 1-1-4	
			記載内容(作業手順書等)と現場施工体制が一致している。 (施工時適宜)	現場において、施工計画書どおりの施工がなされているか。 例えば、人員の配置等の記載があるかどうか等。	県土木工事 共通仕様書 1-1-4	
			記載内容が、設計図書・現場条件等を反映している。 (着手前、変更時)	施工計画書は、発注者に提出することが目的ではない。しっかりした計画のもとに、工事を管理していくことが目的である。このために作成する非常に重要な書類である。一般的な必要事項に加えて、現場にマッチした施工計画書を作成すること。このためには、設計図書の把握と現地踏査をしっかりと行いリスクを発見し対策を記載すること。仕様書、基準書や参考書などを利用する。 他現場のコピーであってはならない。	県土木工事 共通仕様書 1-1-4	
		施工管理・材料管理・出来形管理・品質管理・イメージアップ	工事材料の資料の整理及び確認がされ、管理している。 (施工時適宜)	現場内に資材を保管している場合は、安全巡視日報等により管理状況を把握する。	県土木工事 共通仕様書 1-1-19	
			品質管理確保のための対策など施工に関する工夫を書面で確認できる。 (施工時適宜)	施工計画書に記載され、実施されているかどうか。 自主管理基準等を設定しているかどうか。 品質管理基準確保のため施工の工夫があるかどうか。 書類整理での工夫があるか等で判断する。 但し、工夫が無ければ対象外とする。	県土木工事 共通仕様書 1-1-24	
			日常の出来形、品質管理が適時的確に行われている。 (施工時適宜)	日々の整理がされているかどうか。	県土木工事 共通仕様書 1-1-24	

		特記仕様書等に定められた事項や独自の取り組み又、地域等より評価されるものがある。 (施工時適宜)		
	検査(確認を含む)及び立会い等の調整	監督員の立会いにあたって、あらかじめ立会願を提出している。 (施工時適宜)		
		段階確認の確認時期が、適切である。 (施工時適宜)	段階確認時に必要な書類の作成が確認日までに出来ていたか。	
	工事の着手	工事開始日後、30日以内に工事に着手した。 (着手時)	ほとんどの場合が、施工計画書の読み合わせ後、着手となる。 施工計画書は、1ヶ月以内に読み合わせを終えておくこと。	県土木工事 共通仕様書 1-1-8
	支給品及び貸与品	受領予定14日前までに、品名、数量、品質、規格又は性能を記した要求書を提出した。 (施工時適宜)	支給品及び貸与品がなければ対象外。	県土木工事 共通仕様書 1-1-16
	建設副産物及び建設廃棄物	請負者は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により適正に処理されていることを確認し、監督職員に提示した。 (施工時適宜)	廃棄物を処理することを優先に考えるのではなく、建設リサイクル法を遵守し、減量化、再利用、再資源化を図る。	県土木工事 共通仕様書 1-1-18
		再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出した。 (施工時適宜)	施工計画書提出時に計画を確認する。 最終変更により数量の増減があった場合、変更後速やかに提出することとなっているため処理状況を確認すること。	県土木工事 共通仕様書 1-1-18
指定建設機械類の確認	指定建設機械(排出ガス対策型・低騒音型・低振動型建設機械)を使用している。 (施工時1回/月程度)	施工計画書提出時にチェックするとともに、現地においてステッカー等で確認する。	県土木工事 共通仕様書 1-1-31	
II 工程 管理	工程管理	フォローアップ等を実施し、工程の管理を行っている。 (施工時適宜)	事前に提出された工程計画に基づき、適切に工程管理がなされているか確認する事。 また、工程の遅延等について適切な対応を行っているか。	
		現場条件変更への対応、地元調整を積極的に行っていることが確認できた。 (施工時適宜)	打合せ記録簿をしっかりと作成しておくこと。	契約書18条 県土木工事 共通仕様書 1-1-37
		作業員の休日の確保を行った記録が整理されている。 (施工時適宜)	休日作業等の状況、ヒアリング等により判断する。	労働基準法 32条

III 安全 対策	安全活動	災害防止協議会等を設置し、活動記録がある。 (施工時適宜)	施工計画書に記す「安全衛生委員会」のことを意味する。	県土木工事 共通仕様書 1-1-27
		店社パトロールを実施し、記録がある。 (施工時1回/月程度)		安衛法 15条の3 安衛則 18条の6~8
		安全・訓練等を実施し、記録がある。 (施工時適宜)		県土木工事 共通仕様書 1-1-27
		安全巡視、TBM、KY等 を実施し、記録がある。 (施工時適宜)		県土木工事 共通仕様書 1-1-27
		新規入場者教育を実施し、 記録がある。 (施工時適宜)		労働安全衛 生法59条
		過積載防止に取り組んでいる 記録がある。 (施工時適宜)	道路を造る工事でありながら、設計荷重 (t=25)以上の積載量で道路を走るのは、 造っているのか壊しているのか判らない。	現場説明書 指導事項
		使用機械、車両等の点検整備等が管理され、記録がある。 (施工時1回/月程度)	別にチェックリスト等を作成しているか で判断する。	労働安全衛 生法20条
		重機操作で、誘導員配置や 重機と人との行動範囲の分離措置がなされた点検記録 等がある。 (施工時適宜)	ほとんどの請負業者がこれをやっていない。 施工計画時に作業手順書を作成しておく こと。	労働安全衛 生法20条
		山留め、仮締切等の設置後 の点検及び管理の記録がある。 (施工時適宜)	別にチェックリスト(写真)等を作成して いるかで判断する。	労働安全衛 生法21条
		足場や支保工の組立完了時 や使用中の点検及び管理が チェックリスト等により実 施され、記録がある。 (施工時適宜)	別にチェックリスト(写真)等を作成して いるかで判断する。	労働安全衛 生法23条
		保安施設等の整理・設置・ 管理が的確であり、記録が ある。 (施工時適宜)	現道工事では特に重要な管理項目である。 別にチェックリスト(写真)等を作成して いるかで判断する。	労働安全衛 生法23条
		安全パトロール の指摘事項の処 理	各種安全パトロールでの指 摘事項や是正事項につい て、速やかに改善を図り、 かつ関係者に是正報告した 記録がある。 (施工時適宜)	

IV 対 外 関 係	関係機関等	関係官公庁等の関係機関との折衝及び調整をした記録がある。 (施工時適宜)	後々のトラブルを避けるために、記録を残す。	県土木工事 共通仕様書 1-1-36
		地元住民等との施工上必要な交渉、工事の施工に関する苦情対応を適切に行い、記録がある。 (施工時適宜)	地元住民は、日頃から工事に対して被害者意識がある。苦情に対する対応は、相手の気持ちになってできるだけ丁寧に行うこと。それを速やかに、発注者に報告すること。さらに、後々のトラブルを避けるために、記録を残す。	県土木工事 共通仕様書 1-1-36
		隣接工事又は施工上密接に関連する工事の請負業者と相互に協力を行っている記録がある。 (施工時適宜)	発注者の異なる隣接工事は、必ず記録を取っておく、後日トラブルとならないようにする。	県土木工事 共通仕様書 1-1-11